

**EPO が審査請求費用の払い戻しに関し
法律改正を行う（発効日：2016年7月1日）**

2016年07月11日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2016年7月5日現在、通常のEP特許出願の審査請求費用は、クレーム数が15個までの場合、**1,635**ユーロです。EP特許出願は、実体審査を経て特許付与された場合、審査請求費用を無駄にすることはありませんが、実体審査を経ると審査請求費用は回収できなくなります。但し、改正前の規定によれば、所定の条件を充足すれば、審査請求費用の**75%**が払い戻されます。

このような状況下で、このたび、Article 11 EPCが改正され、所定の条件を充足すれば、審査請求費用が最大**100%**払い戻されることとなります。改正後の審査請求費用の払い戻しに関し、どのような場合にどれだけの金額が払い戻されるのかについて、以下に説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.